

## 令和元年度 第2回 定例会 まとめ

| 部会   | 報告及び議題(概要)   | 意見交換   | 今後の方向性   |
|------|--|--|--|
| 精神   | <p>* 支援や介入が難しい事例について検討<br/>* 精神障がい地域理解のために部会を地域開催<br/>9月5日大和村にて開催(大和村防災センター)<br/>34名参加(民生委員、介護事業所関係等)<br/>テーマ: クライシスプランについて<br/>演習を行い、それぞれの参加者自身のクライシス(危機)を考え、対応する方法を検討する⇒精神障がいのある人の再発や危機介入に至る前の気づきにつなげる。<br/>実際にプランを使用した事例を報告</p>   | <p>テーマ「8050問題等に見る他分野との連携の課題について」<br/>① 支援のための連携にどのような難しさがあるか？<br/>(情報共有について)<br/>・持っている情報をどのように共有していくか。<br/>・担当や係が変わることで引継ぎができていないことがある、プライバシーや個人情報の問題による難しさ、情報開示の程度<br/><br/>(家族・本人との対応について)<br/>・親や本人との話し合い、説得など理解してもらうことの難しさ、その家庭(対象者)が支援をもとめているのか?、連携の前に引きこもりの対象者の発見が難しい。<br/>・引きこもっていても、買い物には出かけるなど、困り感が薄い方が多い。<br/>・親もかくまったり、隠していることもある(親が引きこもりと認めない)<br/>・引きこもっている方で、おそらく障害を持っていても、わからないことが多い。<br/>・支援を必要としている方々にどのように情報を届けるか、SOSを出してこない対象者にどのように介入していけるのか? 障がいの認定をうけていない、50の対象者への支援が難しい。<br/><br/>・どのような支援を必要としているのかを把握するのが難しい。<br/>・介入しようとしても当事者や家族が拒否する場合の対応<br/>・連携のための関係者間での情報共有を、対象者に拒否された場合どのようにしたらよいのか。<br/>・就労意欲、外へ得ようとする意欲に乏しい人への関り<br/>・親の育ちや子どもの育ちをどうやって把握するのか? その際の連携はどこと取ればよいのか?<br/>・まったく病院受診等をしていない方の受診勧奨(障害福祉サービス等へつながる場合など)<br/>・両親だけでなく、祖父母の障がいに対する理解を拡大するのが難しい。<br/>・金銭管理について<br/><br/>(課題の理解状況・連携の在り方などについて)<br/>・高齢、障がいそれぞれの支援者の横のつながりが少ない。連携のための必要な話し合いの場がない。他分野の支援者の知識不足で連携に繋がらない。<br/>・保護者、子ども、だれが中心となるのか、どこまで介入するのか、当事者がどんな支援を望むのか、だれがアセスメントするのか。<br/>・一人の利用者さんに対する思いや共通認識がどこまでできているのか?(担当が変わるとできなくなる)<br/>・高齢者のサービスはあるが、どこにも関わらない年代であるため、どこへつなぐべきか。<br/>・どこにどのような人がいて困っているのかが分かりにくい。<br/>・連携先が実際どのような業務内容なのか分かりあえていない。<br/>・役割分担のあいまいさ(主導権はどこが握るのか、どこまで支援するのか)<br/>・支援される家庭内にケアマネと相談員が別々の場合。<br/>・80サイドと50サイドの支援者が違う場合、それらの支援者をつなぐ人がいない。(チームごとのキーパーソン)<br/>・発見したり、直で関わりのある支援者の危機感が全体に伝わりにくい。(伝える技術が必要)、各分野が、「自分には関係ない」と感じてしまうと連携に繋がりにくい。<br/>・どこが軸になるか、軸になったら全部任せられてしまうので手を上げにくい。<br/>・連携をとる際に、それぞれの機関で、都合の良い時間がずれているときに調整が難しい。<br/>・医療との連携がとりにくい<br/>・教員の特別支援学級に対する理解が浸透していない。<br/>・ワンストップで相談支援できる支援者の質。<br/>・引きこもりへの支援、現在の体制で時間が必要なケースへ関り続けられる支援者不足。<br/>・包括に事例が上がったとき、高齢者の支援がメインになってしまい、子どもへの支援はサブ的なものになってしまう。<br/>・高齢者、障がい、児童福祉が情報交換する場が欲しい。<br/>・タイミングを逃さない連携が必要。</p> |  |
| 相談支援 | <p>* 各部会へ参加し地域課題の共有と解決に向けた協議を行う。<br/>* 地域資源の理解<br/>(あまみ障害者就業・生活支援センター)<br/>目的: 利用者へ選択肢の情報提供や他制度事業との連携を図る。<br/>* 事例検討会<br/>・計画変更に関する事業所との連携について<br/>・アセスメント(理解・解釈・仮設)を根拠とした支援の方向性について、進行性難病の事例を通して演習。</p>   |  |  |
| 就労支援 | <p>※ 就労関係事業所の急増に伴う、地域の共通理解作成および共有<br/>⇒ 事業所へアンケート実施<br/>※ 相談支援部会より、担当2名程度参加<br/>※ 事業所変更に伴う、手続き、手順の確認、共有<br/>⇒ 利用者に寄り添う支援体制を。<br/>※ 部会での事例検討会について、検討<br/>⇒ 相談支援部会や精神部会との共催を検討。<br/>⇒ アンケートを配布、回答待ち。<br/><br/>○ 就労ネットワーク会議・連絡調整会議<br/>⇒ 11月21日(木)<br/>○ 第3回就労支援部会<br/>⇒ 12月6日(金)</p>                       |  | <p>◎ 事業等取り組み状況報告・提案<br/><br/>① 「障がい理解のための出前授業」の実施について<br/>第1回定例会で、決められた方向性に沿って、事務局運営委員会で協議。各市町村に投げかけ、第1回として、宇検村の田検中学校と龍郷町の龍南中学校で実施する予定で調整中。協議会構成員の協力を仰ぎチームを組んで実施する方法を検討していく。<br/><br/>② 要約筆記奉仕員養成講座の奄美開催に関する要望書を提出していく<br/>鹿児島県で開催されている「要約筆記奉仕員」の養成講座について、日程や個人負担など困難な状況もあるため、離島における養成が進まないという実情から、奄美地区で開催してもらえるように県に対し、「あまみ難聴・中途失聴者協会」と連名で要望書を提出する。</p> |
| 子ども  | <p>※ 「児童発達支援管理責任者情報交換会」の名称変更について<br/>※ 「教育と福祉の連携」について、教育と福祉事業所間の連携事例の増加。(事例の共有)<br/>※ 「顔が見える連携」つくりと「顔が変わっても続く連携」のためのシステムつくりについて<br/>※ 10月からの「3歳から5歳児の保育料無償化に伴った、並行通園児の給食費への対応について」⇒ 行政に確認中。<br/><br/>○ 「児童発達支援管理責任者情報交換会」<br/>⇒ 第3回 12月20日(金)<br/>○ 「子ども部会」<br/>⇒ 第3回 北部地区開催(龍郷町)<br/>⇒ 令和2年2月21日(金)</p> | <p>(制度等について)<br/>・手帳取得していない人を支援につなげることの難しさ。<br/><br/>② 具体的にどう連携の形があればいいのか?<br/>(システムについて)<br/>・困難事例、成功事例のケースの共有(システム化)<br/>・人によって関係性が変わることなく連携が取れるようなシステム作りが必要。<br/>・連携の中心になる人がいて、各分野の担当がそれぞれの役割を理解して支援できるとよりよい連携がとれるのでは。<br/>・2次障害や引きこもりなどの予防のためには、早期の療育支援が必要。<br/>・入り口として地域包括で支援に入り、そこから情報共有し複数の関係機関で支援方向を協議する。<br/><br/>(関わり方について)<br/>・定期的な介入や頻回なモニタリングを実施する。<br/>・キーパーソンが必要。(心を開いてくれる存在)<br/>・支援が必要な家族に関わり続けることで、信頼関係も増し、介入のタイミングも見えてくるのでは。<br/>・関係者が連携を取り、家族全体を捉え支援していくことが必要。<br/>・医療(医者)から伝えてもらう。(専門家の意見として納得しやすい)<br/>・関係者で期限を設けて、モニタリング等を行う。<br/>・親が繋がれるように、保健師が主となり、定期的な訪問を行い、関係性をつくっていくことが必要。<br/>(現状について)<br/>・部会等で顔を合わせる機会が増え、気軽に相談することができるようになってきている。<br/>・普段から、関係者同士の顔つなぎ、連携をはかっていく。<br/>・早期療育につなげるために、親だけでなく、祖父母世代へのアプローチの機会を作る。</p>   |  |
| 地域生活 | <p>【障害理解のための取組】<br/>* 宅建協会ブロック研修会にて、国、自治体で実施する事業、当事者が日常生活で抱える特性および環境要因(物、事、慣習等)が障壁となる事を講話<br/>・精神障害者地域移行の流れについて<br/>・精神障害のある人への対応について<br/>・生活困窮制度と福祉について<br/><br/>【居住支援】アンケート実施<br/>「地域で住みたい」入所、入院対象者向<br/>「住まいに関する」宅建協会加入事業者向</p>   |  |  |